

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 牛崎 真由美

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
2K0H12E00620		2L9Z1AG0147 0001					
品名 または 件名							
MR技術の活用要領に関する調査研究							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
現地				現地			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
				令和5年3月31日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsd/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
 入札日時場所：令和5年1月25日(水)10時00分 中央会計隊入札室(E-1棟 6F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

ア 仕様書第4項の4.1.1 契約の相手方に関する要求 に示す従事者名簿等については、令和5年1月10日(火曜日)1500までに1部を下記へ提出すること。

提出先：陸上自衛隊中央会計隊契約科
 第2契約班 一色 (TEL:03-3268-3111 内線47555)

イ 仕様書第4項の4.2 事前確認 については、令和5年1月20日(金曜日)1000までに下記において確認を受けること。

提出先：陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 情報課
 阪本 (TEL:03-3268-3111 内線 40474)

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する契約条項

「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」
「保有個人情報等の保護に関する特約条項」

なお、経費率算定対象業者については
「利益制限契約に関する特約条項」
「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」
「原価監査付契約に関する特約条項」

を上記条項に追加する。

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
 - イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
 - ウ 最低入札価格が予決令85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格」という。）を行うので協力されたい。
 - エ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
 - オ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。
 - カ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（FAX可）
 - キ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所
令和5年1月30日（月）15時00分 中央会計隊入札室（E-1棟6F）
 - ク その他の項目については別紙による。
 - ケ 契約手続の問い合わせ先
中央会計隊契約科第2班 一色 （TEL:03-3268-3111 内線47555）
（FAX:03-5269-5135（直通））
- 仕様書に関する問い合わせ先
陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 阪本 （TEL:03-3268-3111 内線40474）

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
MR技術の活用要領に関する 調査研究		陸幕情報-C-Z-000060
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 4年10月 7日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、MR技術の活用要領に関する調査研究（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002による。

1.2.1 MR技術

MRとは複合現実（Mixed Reality）の略であり、現実世界と仮想世界を複合・融合させ、相互にリアルタイムで影響しあう空間を構築する技術である。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）

[防防調第4608号(19.4.27)]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）

[防経装第9246号(21.7.31)]

地誌等整備要領について（通達）

[陸幕情第35号(30.3.27)]

防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用に当たっての追加事項について（通知）

[装管調第68号(1.5.7)]

1.3.2 関連文書

a) 法令等

秘密保全に関する訓令 [防衛省訓令第36号(19.4.27)]

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

本役務は、MR技術の活用要領に関する調査研究を実施して、陸上自衛隊の活動におけるMR技術の実装の可能性を明らかにするものとする。

2.2 調査研究

MR技術を用いて実現できる機能を分析し、陸上自衛隊の活動におけるMR技術の効果的な活用要領について調査研究を行うことにより、陸上自衛隊の活動におけるMR技術の実装の可能性を明らかにするものとする。

2.2.1 MR技術の機能分析及び活用要領の検討内容

MR技術を用いて実現できる機能の分析、MR技術の活用要領の検討及び実機による検証内容は、次による。

- a) 会議等におけるMR技術を活用した情報共有
- b) 屋外におけるMR技術を活用した現実空間へのデジタル情報の重畳表示
- c) その他、MR技術の活用例

2.2.2 陸上自衛隊の活動における実装の可能性の検討内容

- a) 陸上自衛隊の活動においてMR技術を実装するための課題
- b) 課題を解決するための処置事項

2.2.3 調査研究結果報告書の作成等

MR技術の機能分析、活用要領の検討及び陸上自衛隊の活動における実装の可能性の検討結果を取りまとめ、調査研究結果報告書を作成し、連絡調整会において陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課（以下、“情報課”という。）確認を得て、提出するものとする。

なお、提出先及び提出時期については、表1による。

2.3 役務実施場所

役務実施場所は、次による。

なお、細部は、情報課との調整による。

- a) 官側が許可した契約の相手方の事務所等
- b) 官側が指定した自衛隊施設等

2.4 実施期間

本役務を実施する期間は、契約締結日～令和5年3月31日とする。

2.5 連絡調整会の実施

契約の相手方は、調査研究実施計画書及び調査研究結果報告書を作成後、速やかに連絡調整会を実施し、情報課の確認を受けるものとする。

なお、連絡調整会は、3回を基準とし、細部は、情報課との調整による。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約の相手方の条件

4.1.1 契約の相手方に関する要求

“防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用に当たっての追加事項について（通知）”の第4項（1）の従事者名簿及び該当する場合は（2）、（3）、（4）を1部作成し、担当官に提出するものとする。

4.1.2 従事者の資格等

従事者の資格等は、次による。

- a) 本役務に必要な情報を取り扱うにふさわしい人員を確保するものとする。
- b) 過去5年以内に官公庁より発注されたMRに関するコンテンツの作成及びMRデバイスへのデータ登録の実績を保有するものとする。
- c) 過去5年以内に方面隊等で利用する三次元データの作成実績を有するものとする。
- d) 空間情報総括監理技術者の資格を保有する人員を1名以上実施体制に入れるものとする。

4.2 事前確認

入札参加者は入札日の3日前までに2.2及び4.1.2の内容について、情報課担当者へ資料の提出を行い、実施について問題が無い旨の承認を得るものとする。

4.3 提出書類等

提出書類等は、表1により、細部は、情報課との調整による。

なお、提出書類等は、情報課の確認を受けた後、提出するものとし、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表1－提出書類等

番号	提出書類	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	調査研究実施計画書	紙媒体	1式	契約締結後、速やかに	情報課（市ヶ谷）
		電子記憶媒体	1式		
2	概要調査結果報告書	紙媒体	1式	令和5年3月31	
		電子記憶媒体	1式		
注記1 調査研究実施計画書（その1）の内容 1) 実施予定表 2) 体制図（作業従事者名簿を含む。） 3) 細部調査研究要領					
注記2 電子記憶媒体は、DVD-Rとし、データ形式は、Microsoft Office形式とする。					

4.4 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務に係る物件、文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取扱いは、“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”により、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- b) 契約の相手方は、本役務の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。
- c) 契約の相手方が第三者を従事させる場合の届出は、図1による。

4.5 情報の保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”に基づき適切に管理するものとする。

なお、保全すべき情報は、図2の情報セキュリティ指定書による。

4.6 官側の支援

契約の相手方は、役務の履行のための諸作業のうち、次の事項について事前に調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地作業における官側が保有する電話、電力及び水等の使用
- b) 現地作業に必要な施設等の利用及び立ち入り申請に関する事項
- c) その他、担当間等が必要と認めた事項

4.7 著作権その他の権利

著作権その他の権利は次による。

- a) 契約の相手方は、本役務の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 納入品が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用により当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任はすべて契約の相手方が負担するものとする。
- c) 本役務の履行によって創作された納入品となる著作物において著作権などが発生する場合、その権利は官側のものとする。ただし、契約の相手方が本役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

4.8 不具合などの処理

この役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.9 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

(第三者に従事させる場合の届出)

- 1 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、可能な限り正社員を作業に従事させるよう努めるものとする。
- 2 第三者（契約の相手方を除く本役務の履行に係る作業に従事させるすべての事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含む。）をいう。以下同じ。）に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、担当官に当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。ただし、輸送その他の情報システムの内容を知りえないと契約の相手方が認める役務に従事させる場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して担当官に届け出るものとする。

(写しの送付)

担当官は、契約の相手方から届出のあった書面について、受付を行った後、その写しを契約の相手方に送付するものとする。

(納入先部隊等で作業を実施する場合の届出)

- 1 本役務の履行に当たり、納入先部隊等において作業（輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと契約の相手方が認める役務を除く。）を実施する必要がある場合には、本役務に係る受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の補助者として担当官が契約の相手方に通知した者をいう。）に作業従事者名簿（作業従事者管理日報を含む。以下同じ。）を届け出るものとする。ただし、納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等が実施される場合には、当該部隊等に所属する者で担当官が契約の相手方に通知した作業確認者に作業従事者名簿を届け出るものとする。
- 2 第三者に従事させる場合には、担当官から送付のあった書面の写しを届出書に添付するものとする。
- 3 契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合においては、当該第三者に当該届出をさせることができる。
- 4 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して受領検査官又は使用責任者に届け出るものとする。

(責務)

契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合であっても、契約上の責任を免れることはできない。

図1- 第三者に従事させる場合等の届出

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	2L9Z1AG0147
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年12月 9日
	作 成 部 課	陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部情報課
	作 成 年 月 日	令和4年10月 7日
品 名	MR技術の活用要領に関する調査研究	
仕 様 書 番 号	陸幕情報-C-Z-000060	
<p>1 指定事項</p> <p>契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”の添付資料“調達における情報セキュリティ基準”に基づき適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報</p> <p>保護すべき情報は、次による。 陸幕情第35号（30.3.27）「地誌等整備要領について（通達）」（注意）</p>		

図2-情報セキュリティ指定書

入札書
見積書

調達要求番号	2L9Z1AG0147	契約実施計画番号	2K0H12E00620
--------	-------------	----------	--------------

金額 ¥

品名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額
MR技術の活用要領に関する調査研究	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	市ヶ谷	納入期限(工期)	令和5年3月31日		
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 牛崎 真由美 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

委 任 状（入札等）

殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

⑩

年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
年 月 日から 年 月 日までの間、
を代理人と定め、下記権限を委任します。
なお、委任解約した場合には連署のうえ届け出ます。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

年 月 日

委任者

⑩

受任者

⑩

契約手続における押印等の省略について

日頃より中央会計隊の調達案件についてきましてご協力を頂きありがとうございます。

この度、押印等の省略について、令和3年4月1日以降、以下のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

記

1 押印が必要な書類

契約書（なお、割印は不要）

2 押印を省略できる書類

契約書以外の書類

3 押印省略時の措置

契約書以外の書類への押印を省略する場合は、代表者名のほか責任者及び担当者の氏名並びに連絡先を記入願います。

なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。

4 その他

従来どおり契約書以外の書類への押印を省略しない場合には、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先の記入は不要です。